○経済産業省告示第百七十二号

中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第十一条第一項の規定に基づき、平成二十二年七月一日付けをもって左記の者を中小企業診断士として登録したので、中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年七月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	氏名
102291	石黒　重光
107201	辻　美次
206184	大久保　猛
207658	吉田　浩章
211312	安田　勝雄
212956	吉本　一夫
213230	渡邊　里史
214960	手島　大輔
407980	鈴木あかり
407982	志倉　康之
407984	川口　誠
407986	鈴木　政司
407988	山﨑　哲
214981	村田　雅幸
407981	徳能　弘一
407983	三澤　瀧
407985	藏田　真生
407987	平井　大介
700018	中島　正明

○経済産業省告示第百七十三号

中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則（平成十二年通商産業省令第百九十二号）第十三条第三項の規定に基づき、平成二十二年七月一日付けをもって中小企業診断士の氏名に係る登録簿の変更をしたので、同規則第十七条の規定に基づき、公示する。

平成二十二年七月二十六日

経済産業大臣　直嶋　正行

登録番号	（変更後）	（変更前）
207658	吉田　浩章	吉田　浩章
404905	杜浦　里香	岡　里香

○東北地方整備局告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年七月二十六日から二週間国土交通省東北地方整備局及び同局秋田河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　青山　俊行

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十六号

三　指定する道路の部分

区間　敷地の幅員　延長

仙北市角館町小勝田前田一〇八番一から同市角館町西長野月見堂二二三番一まで　一一・四八〜一四一・〇三（メートル）　三・四〇八（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十二年七月二十六日

○中部地方整備局告示第百十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十二年七月二十六日

中部地方整備局長　富田　英治

一　登録番号

中部地方整備局長　4

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人愛知県建築住宅センター

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	金田　健、市川三千男、岡田　利一、戸原　純、小田　義彦、小林　健吾、森本　俊一、田宮　正道
変更後	星野　広美、佐藤東亜男、朝岡　市郎、牧野　年男、谷村　茂、矢頭　健、加藤　和夫、加藤　泰、立川　剛、井戸田秀樹、伊藤　誠

(2)　変更年月日

平成二十二年七月九日

○近畿地方整備局告示第百七十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十二年七月二十六日

近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号

近畿地方整備局長　6

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

財団法人神戸市防災安全公社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	村井　宏志
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十二年三月二十九日

四(1)　役員の氏名の変更

変更前	小野田敏行、見通　孝、川島　龍一、平井　健二、山本　朋廣、桜井　誠一、伊藤　文平、濱田　明
変更後	村上　正彦、丸一　功光、本庄　昭、川野　理、井沢　元博、竹中　幸雄

(2)　変更年月日

平成二十二年五月十日

五(1)　評価員の氏名の変更

変更前	大西　徹
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十二年四月二十三日

六(1)　評価員の氏名の変更

変更前	亀井　直樹
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十二年四月三十日

七(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	亀井　直樹
変更後	—

(2)　変更年月日

平成二十二年四月三十日